

会 議 録

会議の名称	平成25年度第4回富士見市社会教育委員会議
開催日時	平成25年9月7日(土) 午前9時30分～12時00分
開催場所	教育委員会 2階 会議室
出席者	高野昂子委員、西山ひろみ委員、児玉亮一委員 田尻 円委員、長ヶ原美博委員、武田秀規委員 岩村沢也委員、千葉純平委員、本間雄一委員 小森和雄委員 事務局(生涯学習課長、副課長)
欠席者	なし
公開・非公開	公開(傍聴人 0人)
会議次第	1. 協議事項 (1) 社会教育に関わるオリエンテーション ・社会教育委員の役割、法律等の位置付け、その他 (2) 社会教育委員会議の年間スケジュールについて 2. 報告及び連絡事項 (1) 富士見市人権教育推進協議会について (2) 入間地区社会教育協議会 社会教育委員部会について 3. その他 (1) 会議の開催について
会議資料	①公民館・交流センターだより(6月～9月号) ②社会教育委員会議オリエンテーション資料 ③富士見市教育振興基本計画(概要版) ④社会教育法 ⑤平成25年度入間地区市町社会教育委員研修会について ⑥社教連会報No.73号 ⑦第2次子ども読書活動推進計画 ⑧入間地区社会教育協議会社会教育部会会議報告 ⑨地域自治シンポジウム記録集 ⑩平成24年度市町村社会教育連絡協議会研修収録 ⑪平成24年度富士見の公民館 ⑫平成24年度社会教育行政報告 ⑬生涯学習ガイドブック ⑭第3回社会教育会議会議録
会議録確認	武田秀規委員

会 議 内 容 (要点記録)

- 議長あいさつ
 - ・新議長に選出された、武田委員からのあいさつ。

 - 生涯学習課長のあいさつ及びオリエンテーションについて
 - ・社会教育委員について
社会教育委員と社会教育委員会議の位置付けについて
社会教育委員の歴史について
社会教育委員の職務について
国や自治体の任務と社会教育の位置付け（憲法第26条、教育基本法第12条）
 - ・社会教育法について
 - ・第2条：定義
 - ・第3条：国及び地方公共団体の任務
(すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。)
 - ・構想理念について
(寺中作雄著「社会教育法解説」から、新しい社会教育の動向のなかで、「社会教育の本質に関する認識が改めなければならない。社会教育は本来国民の自己教育であり、相互教育であって、国家が指揮し統制して、国家の力で推進せられるべき性質のものではない。国家の任務は国民の自由な社会教育活動に対する側面からの援助であり、奨励であり、かつ奉仕であるべきであって、例えば社会教育関係の団体を統制し、指揮したりするようなことは慎まなければならない」と述べている。また、社会教育法の提案理由では「元来社会教育は、国民相互の間において行われる自主的な自己教育であります。一面国及び地方公共団体によって積極的に奨励されなければなりません。・・・社会教育を推進いたしますためには、これに必要な法的根拠を与え、国及び地方公共団体の任務を明らかにいたしますことがぜひとも必要」としている。)
 - ・平成2年に成立した「生涯学習振興法」について
 - ・社会教育から生涯学習への歴史経過と見直しの動き
地域社会のあるべき姿と社会教育の役割について
国の第2次教育振興基本計画のなかで、基本的方向性「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を位置付け、「社会教育推進体制の強化」を目指すとしている。
 - ・社会教育委員制度は「行政と市民の架け橋」として構想された。社会教育法の制定から60年以上経過した今、その役割はこれまで以上に重要になってきている。
- 以上の項目に沿って話された。

○ 会議資料について
事務局から、配布物確認と主な内容の説明を行う。

○ 各社会教育委員からの発表
活動経歴や社会教育とのかかわり、今後の協議課題についてなど、一人ずつ発表を行う。

○ 報告及び協議事項

1. 協議事項

(1) 社会教育委員に関わるオリエンテーション

- ・「社会教育とは」「社会教育委員の法律上の位置づけ」「富士見市の社会教育のあゆみ」「これまでの社会教育委員会会議の概要」「教育委員会制度」について、資料に基づき事務局から説明をする。
- ・以下、説明内容について、質疑があった。

委員：社会教育委員は、独任制の機関であり、その職務は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するために、社会教育に関する諸計画を立案したり、会議を開いて教育委員会の諮問に応じて意見を述べたりするとなっているが、教育委員会から諮問があった場合は、社会教育委員会会議として合議して答申をまとめることになるのか。委員個人の意見を出していくのか。

事務局：これまでは定例的に社会教育委員会会議ということで開催して、意見を出し合いまとめてきている。諮問に対しても、意見を述べ合ってまとまったことを答申としてきている。

(2) 社会教育委員会会議の年間スケジュールについて

- ・2年間のスケジュールについて、資料に基づき事務局から説明を行う。
- ・特に質疑はなかった。

2. 報告及び連絡事項

(1) 市人権教育推進協議会総会

(6月24日(月)午後3時～ 市民総合体育館 出席：高野委員)

(2) 平成25年度入間地区社会教育協議会第2回社会教育委員部会

(7月10日(水)午後2時～ 川越地方庁舎 出席：長ヶ原委員)

(3) 平成25年度西部地区人権教育実践報告会

(7月26日(金)午後1時～ 坂戸市文化施設 出席：高野、田尻、武田委員)

(4) 平成25年度入間地区社会教育協議会第3回社会教育委員部会

(9月18日(水)午後2時～ 所沢市立松井公民館 出席：長ヶ原委員)

(5) 平成25年度入間地区社会教育協議会社会教育委員研修会
(10月29日(火)12時40分～ 所沢市立松井公民館)
次回、出席確認をすることとした。

・次回の日程は、10月5日土曜日、午前9時30分からとする。改めて、通知する。

(閉会)